

④ 提案募集方式データベース

提案募集方式データベースは、これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理したものです。過去の提案の確認や支障事例の書き方の参考としてご活用ください。

特徴

1. 各年や分野別にこれまでの提案を検索することができます。
2. 提案団体や所管・関係府省庁、法令別にも検索することができます。
3. 提案毎の調整結果（閣議決定における記載内容）を検索することができます。
4. 措置に伴い発出された通知、その他資料等についても閲覧することができます。

操作の手順

- ① 内閣府地方分権改革推進室の提案募集方式データベース（下記アドレス）にアクセスし、提案募集方式データベース（Excel形式）をダウンロードしてください。
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

- ② ダウンロードしたエクセルファイルを開くと、下図のような表が表示されます。

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
H30	16	10_運輸・交	指定都市	浜松市、熱海市、御殿場市	国土交通省	B 地方公共団体に対する規制緩和	道路法第31条第1項 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第39条	【支障事例】 地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路と鉄道の交差はあるが、多額の事業費、事業期間を要する。 道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面的な差は認められない。	【支障事例】 道路と鉄道の交差は原則立体整備を行うことになり、道路法ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。 道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面的な差は認められない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html	

検索する項目のフィルター機能をクリックすると下部に検索ボックスとリストが表示されます。

検索する要素を検索ボックスに入力するか、またはリストから検索要素を選択してクリックしてください（複数選択が可能です）。

OKをクリックしてください。
検索結果が表示されます。

URLからは、提案により発出された通知等の資料が閲覧可能です。

対応方針（閣議決定）記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法第31項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることづつよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を踏まえ、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中に用途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【令元】 5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法第31項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることが十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。 【措置済み】(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通知)	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることが十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け)国土交通省鉄道局施設課第214号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30	国土交通省鉄道局施設課

地方の取組の 3 つの後押し

- ①提案の中身固め
- ②提案を行う仲間づくり
- ③提案の実現に向けた議論

提案募集方式においては、3つの点から地方の取組の後押しを行っています。

1 “提案の中身固め”を後押し 内閣府による「事前相談」

詳細はP.17~20

地域の疑問・悩みに関して、地方分権改革の観点から、どのような事項が論点となり得るのか、また、過去の地方分権改革等において、どのような議論・整理がなされたのかなどについて、地方公共団体から内閣府に派遣されている調査員が相談窓口となり、現場を知る目線から丁寧に対応します。

2 “提案を行う仲間づくり”を後押し 他の提案団体との「共同提案」

詳細はP.21~24

提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体から支障事例を募り、共同提案ができます。共同提案を通じて、提案団体の数が増え、より多くの支障事例が集まり、制度改正等の提案内容の説得力を高めることができます。

3 “提案の実現に向けた議論”を後押し 「提案募集検討専門部会」による議論

内閣府に設置され、行政法をはじめとする専門家から構成される「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会」が、特に重要と考えられる提案について、実現に向けた議論を行います。

具体的には、まず提案団体から支障について聞き取りを行い、提案の論点や支障事例の検討・整理を行います。続いて、制度を所管する府省からのヒアリングにおいて、地方の側に立ち、部会としての視点や考えを指摘します。

専門部会における議論を通じて、法制面などから提案の中身を整理・充実させ、各府省にも客観的な立場から適切な対応を求めることができます。



提案募集検討専門部会の模様

初めて提案した団体からのメッセージ

令和7年に初めて提案をした宮崎県都城市総合政策部総合政策課の森山さん
に、提案に至った経緯や提案をして感じたことを聞いてみました。



宮崎県都城市
総合政策部総合政策課
森山主任主事

● 提案しようと思ったきっかけは？

当市が地方分権改革提案に取り組むこととなったきっかけは、内閣府より、「デジタル化や業務改善に積極的に取り組んでいる都城市から、新たな視点での提案を検討して欲しい」とのお話をいただき、併せて研修を実施いただきました。

令和5年度から6年度にかけて計4回の研修を実施いただいたことで、府内における制度の理解と周知が進み、令和7年の提案募集では27件の提案案件が集まりました。その中から検討を重ね、最終的に9件を本提案として提出することができました。

● 内閣府（担当者）とのやりとりは？

内閣府の皆様には、簡易相談の段階から丁寧かつ親身にご対応いただき、大変心強く感じました。初めての提案であるにも関わらず、府内から数多くの案件が集まりましたので、内容の精査や調整に苦労しましたが、1件ごとに内閣府から担当の方がつき、提案内容について専門的な助言をいただけたことで、提案を具体的な形にすることができました。

地方自治体だけでは把握しにくい国の視点や情報を共有いただいたことで、提案内容の補強につながったほか、実現が難しいものを早い段階で見極めることもでき、大変助かりました。



都城市は、宮崎県の南西端に位置し、人口約16万人を擁する南九州の主要都市です。マイナンバーカードの普及・利活用を始めとする先進的な行政運営に取り組んでいます。

● 提案をして感じたことは？

実際に提案を行ってみて、この制度が、現場で感じている課題や非効率性を、内閣府の支援を得ることで地方から国に届けることができる貴重な仕組みであることを実感しました。当市の提案の一部が、全国共通の課題として整理され、制度改革の検討につながりましたので、やりがいを感じられましたし、今後の業務への励みになりました。

また、単に与えられた制度を運用するだけでなく、「制度そのものを見直す視点」を持つことの重要性を改めて認識しました。

提案に当たっては、他自治体や関係団体も含め、部署や組織の垣根を越えて一体となり、課題に向き合いました。人口減少が進み、行政の効率化が求められる中で、こうした横断的な連携は、今後ますます重要な思います。今後も地方分権改革提案制度を積極的に活用し、制度改善に取り組んでいきたいと思いました。

3 内閣府への事前相談

① 事前相談の受付

相談したい内容が固まった段階で、内閣府への事前相談を行います。

内閣府では、それぞれの団体から寄せられた事前相談について、提案募集の対象であるか、支障事例の具体性、制度改正の必要性や効果等、様々な観点から精査します。

なお、事前相談受付時には、全国の団体から多くの相談が寄せられることから、早めにご相談いただければ、内閣府からより多くの助言を行い、支障事例・制度改正による効果が具体的に明記された、説得力をもった提案にすることが可能となります。

寄せられた事前相談を内閣府が精査する際の着眼点

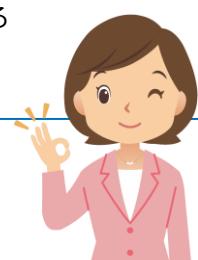
- 相談内容は提案募集の対象であるか
- 支障事例や根拠法令が具体的に記載されているか
- 行政事務効率化や住民サービスの改善に資する具体的な内容が記載されているか
(制度改正の必要性や効果)
- 抽象的な理念論（「べき論」）だけの提案になっていないか
- 過去の提案募集における検討結果や、地方分権改革に関する過去の議論において、提案内容がどのように取り扱われているか
- 各府省の審議会や検討会等において、提案内容がどのように取り扱われているか
- 過去に国に相談したことはあるか（過去の国への相談内容や経緯）
- 提案団体のみならず、多くの地方公共団体においても効果のある提案内容であるか

② 事前相談を通じた支障事例・論点の明確化

現場の支障事例を、有効なデータや住民生活に影響を与える事例などで補強することは、各府省に検討や制度改正の契機を与えるものとなります。提案団体と内閣府が協力して提案の裏付けとなる資料を整理し、制度改正を求める論点を探っていきます。

支障事例・論点の明確化のため、内閣府が行う助言の主な内容

- 過去の提案募集の議論等を踏まえ、支障を解消するために考えられる制度改正の方向性
- 各府省や団体との調整経験を踏まえ、提案の説得力を高めるため、必要と考えられる事実関係やデータの提供依頼





事前相談例



大阪府からの事前相談

空き家の所有者等を調査するにあたり、他市区町村へ郵送による戸籍の公用請求（※1）を行っているが、件数が多い上に、大変時間もかかる（年間500件以上の公用請求を行っている市区町村もある）。市区町村の空き家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システム（※2）を直接利用できるようにしてほしい。



内閣府からのコメント

- 所有者等を調査するために、どのくらいの件数の空き家に関して延べ何件くらい戸籍謄本等の公用請求を行ったのか、また、戸籍謄本等を請求しなければ所有者等が特定できない空き家は全体の何割程度かというようなデータがあると、より説得力が出ます。
- 空き家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システムを直接操作できるようにすることを求める提案は、戸籍の秘匿性の観点（戸籍の情報の保護や戸籍事務に対する国民の信頼の確保が求められていること）からハードルが高いので、戸籍部署の職員がシステムを操作する点については変更を求めず、戸籍情報連携システムの間接的な利用により、空き家対策担当部局の職員が本籍地に関わらず同じ市区町村内の戸籍部署へ公用請求することを可能とするよう求める提案の方が実現しやすいです。



大阪府からの提案

空き家の所有者等を特定するため、戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外の市区町村に対しても戸籍謄本等を公用請求できるようにしてほしい。



[東大阪市での事例]

当該年度に
市に苦情通報のあった空き家の件数と
そのうち公用請求を行った空き家の件
数

○ 平成30年度 117件/471件 (約25%)] 左記のうち、 戸籍の公用請求を行った回数
○ 令和元年度 72件/214件 (約34%)	
○ 令和2年度 58件/190件 (約31%)	

○ 平成30年度 約580回
○ 令和元年度 約430回
○ 令和2年度 約580回

本提案については、令和4年の対応方針において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする。」とされました。

※1 国又は地方公共団体の機関が法令に定める事務の遂行のために必要である場合において、住民票の写しや戸籍謄抄本等を請求すること

※2 国において戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、令和6年3月に稼働を開始した新システム

⇒なお、本提案を踏まえた第13次地方分権一括法（戸籍法の改正）は令和6年3月1日に施行。



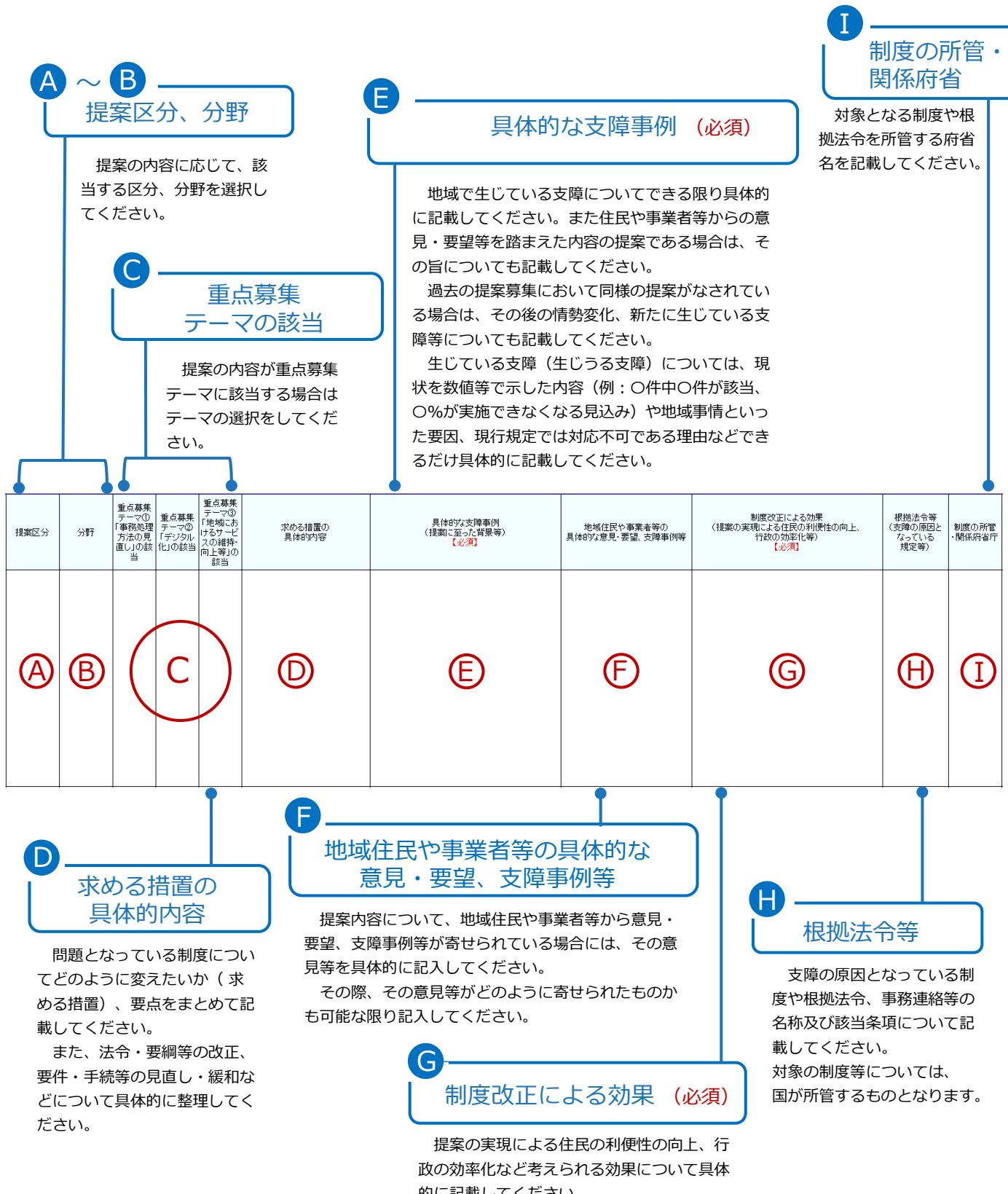
この事例での
アドバイスの
ポイント

◎ 説得力を高めるデータの提示 ◎ 実現可能性の高い支障解消方法

③ 事前相談様式の記入ポイント

事前相談では、所定の様式に求める措置の内容や支障事例等といった必要事項を記載していただきます。内閣府と課題についての認識共有や議論をスムーズに行えるよう、事前相談様式への記入事項についてのポイントをご紹介します。

※令和8年の事前相談様式をもとに作成しています。



事前相談様式の記入方法等についてご質問がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

J ~ K

提案区分・既存システムの有無

共通化すべき業務・システムの当面の具体的視点のうち、該当するものを選択ください。

また、既存システムがある場合等もシステム名、ベンダー等、把握しているものを記入してください。

※「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）を参照

Q

相談事項に係る政府での検討経緯

相談内容について過去の提案募集における検討など政府での検討状況等があれば記載してください。

※過去の提案実績の確認については、データベース（P.14）をご活用ください。

U

その他

提案内容について特記事項等があれば記載してください。

T

他の地方公共団体への相談内容の情報提供の可否、共同提案の受入可否

提案の説得力を高めるため、共同提案を推進しています。他の地方公共団体へ相談内容の情報提供や共同提案の受け入れの可否について記載してください。

※共同提案の詳細はP.21～24を参照

（共通化の対象候補に関する提案につきましては、こちらを追記してください。）		提案区分	既存システムの有無 (導入予定の場合は予定スケジュール)					団体所在 都道府県 【必須】	団体区分 【必須】	団体名 【必須】	所属・ 相談者名 【必須】	相談者連絡 先 (電話番号、 Eメールアド レス) 【必須】	相談事項に係る 政府での検討経緯	貴団体による 国への提案・要望等の状 況、 制度所管部署等への相談 実績 【必須】	相談事項に係る 他の 地方公共団体等の状 況等 (今後の予定も含む)	他の地方 公共団体 等への相 談内容の 情報提供 の可否 【必須】	その他 (特記事 項)
J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U						

L ~ P

団体所在都道府県、団体区分、団体名、所属・相談者名、相談者連絡先（必須）

提案団体名、相談者、連絡先等について記載してください。

R

国への提案・要望等の状況及び制度所管部署等への相談実績

国や県等への要望、相談等実績があれば記載してください。

S

相談事項に係る他の地方公共団体の状況等

提案により生じうる留意点等に関して、他の地方公共団体等と調整を行っている等の場合には、その状況について記載してください。

また、相談内容について他の地方公共団体等においても同様の支障が生じているなど、状況を把握しているものがあれば記載してください。

4 共同提案・追加共同提案

① 共同提案

提案募集方式では、「全国的な制度改正に関わる提案」を募集の対象としています。そのため、提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体から支障事例を募り、共同で提案を行う「共同提案」も行っています。

共同提案を通じて、より多くの地方公共団体等から支障事例や制度改正による効果が集まり、提案内容の説得力を高めることができます。

共同提案には次ページの事例のように、

<1> 提案団体等が自主的に他団体と連携して行う場合 のほか、

<2> 内閣府が頂いた事前相談の情報を全国の地方公共団体等に提供して共同提案を促進する場合 があります。

② 追加共同提案

提案受付終了後に内閣府から各地方公共団体等へ「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強等に関する照会を行います。多くの団体が提案の趣旨に賛同の上、追加共同提案団体として名を連ねていただいたり、同様の支障事例を寄せいただくことが、提案内容のさらなる充実を図り、提案を後押しする力となりますので、こちらもぜひ活用をご検討ください。

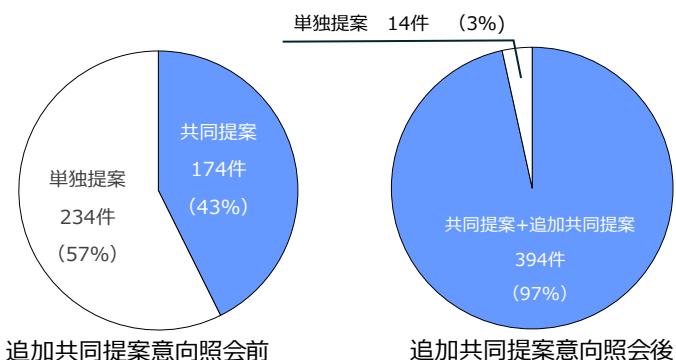
スケジュール例 ※令和8年（予定）

2月2日	事前相談・提案受付開始
3月上旬頃・4月上旬頃	内閣府が頂いた事前相談の情報提供
3月27日	事前相談受付終了
4月21日	提案受付終了
4月下旬頃～5月中旬頃	※内閣府から全地方公共団体等へ追加共同提案の意向、支障事例等の補強に関する照会 ※団体等が、内閣府からの照会に回答
6月頃	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において提案状況を報告

（参考）令和7年提案における共同提案等の状況

令和7年においては、提案受付終了時点では半数の提案において共同提案が行われています。

また、提案の9割以上で、共同提案・追加共同提案が行われています。



高知県・県内市町村、近隣県（四国4県）等との広域連携による 共同提案の例

<1>の事例

森林法に基づく行政機関による 森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和

[提案団体] 高知県・北海道・徳島県・香川県・愛媛県・安芸市・四万十市・香美市・
大豊町・佐川町・梼原町（1道4県3市3町）

● 取組内容

高知県内市町村では森林の土地の所有者の探索に関する業務が増大し、多大な時間と労力を要していました。こうした声を受け、県において提案の検討を始めましたが、提案内容の当事者が市町村であるために、県による単独提案では具体的な支障事例についての説得力が弱いという課題がありました。

そこで、内閣府からのアドバイスを参考に、県内市町村との共同提案に向け、アンケート調査を行い、県内全ての市町村から提案の必要性について賛同を得るとともに、具体的な支障事例を集めることができました。最終的には、県内6箇所ある林業事務所管内を代表する市町及び、同様の課題を有する四国各県等との共同提案に至りました。

県内市町村及び四国各県等が連携し共同提案を行ったことで、相互に支障事例の補強を図り、提案の説得力をさらに高めることができました。

● 共同提案形成の流れ

平成31年1月～ 提案に向けた県での検討

4月～ 県内市町村に対し、具体的支障事例のアンケート調査

令和元年 5月 県内全市町村から賛同、各林業事務所管内の代表市町と共同提案について合意

同月 四国各県の提案に対する共同提案の意向調査（愛媛県とりまとめ）において、共同提案に賛同

6月 意見集約、共同提案提出

「内閣府に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用した 共同提案の例

<2>の事例

家畜伝染病に係るワクチン接種を 家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

[提案団体] 長野県・宮城県・千葉県・山梨県・岐阜県・静岡県（6県）

● 取組内容

豚熱のワクチン接種については、実施できる者が都道府県職員である家畜防疫員に限定されているため、効率的かつ継続的なワクチン接種体制を確保することが困難となっていることから、長野県は、民間獣医師による豚熱ワクチン接種の実施を可能とすることを提案しました。

提案にあたっては、提案内容を補強するため「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用し、内閣府を通じ他の地方公共団体に意見等を募集した結果、他県から追加の支障事例や賛同意見が示され、長野県の働きかけにより6県による共同提案につながりました。

● 共同提案形成の流れ

令和2年 4月中旬 長野県から事前相談

同月下旬 内閣府から当該事前相談の内容を各地方公共団体に情報提供

他県から支障事例・賛同意見の提出

6月上旬 長野県を含む6県から共同提案

● 内閣府に頂いた事前相談の情報提供について

事前相談の受付開始後1ヶ月をめどに、内閣府に頂いた事前相談について、提出団体の了承を得た事前相談については、**同様の支障が生じていたり、その内容に賛同できる場合に共同提案を行うために、各団体に情報提供を行います。**

内閣府地方分権改革推進室から各団体あてに通知文を送付

- 通知方法：一斉通知・調査システム
- 通知文：「内閣府に頂いた事前相談の情報提供等について」

1) 事前相談情報の提供（一覧表）

一覧表情報：分野、事項名、求める措置の具体的な内容、具体的な支障事例、制度改正による効果、根拠法令等、制度の所管・関係府省、団体名等を表示

2) 共同提案を行う場合の流れ

① 情報提供の中に連絡先の記載がある場合

・相談団体と共同提案を希望した団体間で、共同提案についての連絡調整を実施（共同提案を希望した団体から、速やかに相談団体に連絡）

② 相談内容のみの提供であり連絡先の記載がない場合

・共同提案を希望する案件について、当室へ連絡。その後、当室から相談団体に対し連絡先の情報提供に関して確認後に連絡先を提供するので、共同提案を希望した団体から、速やかに相談団体に連絡

3) その他

- ・自らの団体で実際に生じている補足的な支障事例や事前相談をした団体（以下、「相談団体」）の求める制度改正等によって具体的に想定される効果をできる限り記載
- ・事前相談の情報提供については、3月上旬頃、4月上旬頃の2回を予定
- ・4月下旬から5月中旬に予定している「追加共同提案の意向及び支障事例等の補強に関する照会」の準備としても活用可能
- ・それぞれの団体が対等な立場で共同して提案するものとして取り扱うため、提出の際は首長の了解が必要

● 追加共同提案の手続について（提案受付終了後）

提案受付終了後1週間をめどに、提出いただいた提案について、支障事例の補強等により提案内容の更なる充実を図り、実現可能性を高めるために、**追加共同提案の意向、支障事例等の補強**に関して照会を行います。

STEP 1 内閣府地方分権改革推進室から各団体あてに通知文を送付（4月下旬頃）

- 通知方法：一斉通知・調査システム
- 通知文：「追加共同提案の意向及び支障事例等の補強に関する照会について（依頼）」

1) 本提案情報の提供（一覧表）

一覧表情報：分野、事項名、求める措置の具体的な内容、具体的な支障事例、制度改正による効果、根拠法令等、制度の所管・関係府省、団体名等を表示

2) 回答様式を送付（以下回答事項）

- 支障事例、地域における課題、制度改正の必要性等の具体的な内容
- 追加共同提案団体の意向の有無

STEP 2 回答（回答様式の提出）（5月中旬頃）

- 回答方法：一斉通知・調査システムにより「回答様式」を提出
一斉通知・調査システムで回答できない団体は電子メールにより提出
- 回答期限：5月中旬頃

STEP 3 内閣府地方分権改革推進室で回答を確認後、地方分権有識者会議に報告の上、 関係府省に情報提供等（6月頃）

- ▶ STEP 2 の回答（支障事例等）は、「地方分権改革有識者会議（6月頃開催）」に報告の上、当室から関係府省に対して検討を要請する際にあわせて提示
- ▶ 地方 3団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）にも情報提供
※ 提案に対する補強を行うという立場のため、内閣府として必ずしも首長の了解を求めていません。

5 地方公共団体からの派遣職員の紹介

安心して「提案募集方式」をご活用いただけます！

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、34名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています。ぜひ、お気軽に問い合わせ下さい（令和7年4月時点）。

私たちにご相談ください！～地方公共団体からの派遣職員～



現場の声で法律や国の制度を変えていく、 「提案募集方式」

是非とも活用いただきたい。きれいごとではなく、純粋に。これは私が内閣府地方分権改革推進室に派遣され、これまで「提案募集方式」に携わってきた経験を踏まえて、自治体職員の皆様にまずお伝えしたいことです。

正直、当室に派遣されるまで「地方分権」や「提案募集方式」という言葉なんて気にも留めていませんでした。ましてや現場の声で国の制度や国から示される事務処理要領などを変えられるなんて思いもしませんでした。しかし、実際にこの「提案募集方式」に携わってみると、こんなにも簡単に現場の声を国の担当者に訴えることができる制度はないと感じました。自治体業務は多様化し、減るどころか増えるのに対し、職員は減っていく状況だからこそ、補助金と同じく、「活用できるものは活用する」という精神で、試しに一度この制度を活用してみていただきたいです。

前例踏襲をすることも多い自治体業務の中で、「この制度、正直やりづらいな」「もっとこうなれば効率的なのに」と思ったこと、ありませんか。現場で感じている制度の改善案を「直接」国に伝えることができるのが、「提案募集方式」です。

しかも、ただの意見箱ではなく、制度所管省庁からの回答も得られる上に、法律の規定が支障になってるのであれば、当該法律の改正も含めて制度所管省庁に検討いただけ、毎年、法改正にまでつながる案件もあるなど、提案実現手段として非常に強力なルートです。

また、地方公共団体から派遣されている調査員が、提案募集方式の実務を担当しており、1件1件、案件ごとに担当として就き、地方からの連絡・各省庁との調整の窓口を担っています。そのため、内閣府だからといって遠い存在と思わず、むしろ「ちょっと相談してみようか」くらいの気軽さでご相談ください。

皆様の自治体におかれましても様々な政府要望をされているかと思いますが、「提案募集方式」は、それらとは違い、当室が各省庁との間に入って何か月にもわたって担当職員が各省庁と折衝する、しかも法改正までつなげられる制度です。

実際に私が関わった案件の中にも、申請に際して住民票の写しの添付を求めていた事務や公用請求によって住民票の写しを取り寄せていた事務について、住基ネットの利用を可能にする法改正によりそれらを不要とすることができますようになったものや、記載内容に重複がある場合にもそれぞれ別個に策定しなければならなかった計画を1つの計画で一体的に策定できるように運用改善が図られたものなど、住民の利便性の向上や事務の効率化につながったものが多数あります。このように改善できるものが皆様の業務の中にもありませんか。

国のトップダウンで決められた制度を、地方からのボトムアップの提案で、地域の実情に沿った、より活用しやすい制度に変えることができるのが「提案募集方式」です。

「こんなことで困っているが、これは提案の対象になるの？」といった相談も「通年で」受け付けておりますので、是非お気軽にご相談ください（電話：分権提案支援ダイヤル（03-3581-2484））。皆様からのご提案をお待ちしております。



内閣府地方分権改革推進室 調査員 尼ヶ塚 航（宮崎県延岡市から派遣）

3 提案募集方式を広めるためには

1 提案の集め方のヒント

1. 庁内取組事例

庁内に照会をかけても、なかなか提案が出てこないなんてことはありませんか？

多くの職員から提案をだしてもらうためにも、庁内での取組にひと工夫してみてはいかがでしょうか。

庁内で独自の取組を行っている団体の事例をご紹介いたします。

1 周知の仕方の工夫・取組

神奈川県 分かりやすい独自の資料を作成して周知

まずは提案募集方式を身近なものとして感じてもらい、また、提案のハードルを下げるために、働き方改革の所管部署と連携して庁内ウェブサイトに提案募集方式を紹介する4コマ漫画を掲載した事例。

働き方改革の趣旨との親和性の高さ、また、庁内ウェブサイトに働き方改革の取組状況を定期的に掲載しているため、全職員の目に触れる機会があるという観点から、働き方改革の所管部署と連携して掲載することを発案した。

また、要点を視覚的かつ簡潔に伝えるために4コマ漫画の掲載とし、また、漫画は親しみを持ってもらいやすいようにあえてマウスで描いた猫をモチーフにした点もポイント。

2 支障事例の掘り起こしの工夫・取組

兵庫県 分権担当課が汗をかき、支障事例を掘り起こし



分権担当者自らが、国への政策提案、議会や関係団体からの要望書や、新聞報道された行政課題等の中から提案募集方式で解決できる可能性がある案件をピックアップし、所管部署に提示している事例。

また、庁内のフォローだけでなく、支障事例を抱えながら、自ら提案することを躊躇している県内の市町には、「県・市町連携提案」として提案書の作成や国のヒアリングをサポートしている。

提案実現の成功体験を味わってもらうことで、翌年度以降の積極的な提案につなげている。

茅ヶ崎市 全職員対象のアンケートを実施し、支障事例を掘り起こし

職員全員にアンケート調査を行い、日頃の業務を通じて感じる国の定めた制度等に関する事務の不合理・疑問点等を収集することで、支障事例の掘り起こしを行っている事例。

支障事例の掘り起こしにあたっては、現在の業務だけでなく、過去に担当していた業務も対象とすることで、個々の職員の業務経験を生かしてアイデアが集まるように工夫している。

利府町 支障事例の掘り起こしを若手職員の人材育成に

「行政事務の改善による住民サービスの向上」を目指して、若手職員を中心とした行政事務改善委員会で、日頃の業務を通じて感じている国の決めたルールや制度に関する支障事例の掘り起こしを行っている。

委員会では他課が抱えている支障を共有でき、チームとなって提案まで準備していく点がポイント。

また、委員会に内閣府職員を研修講師として招き、委員会で討議を重ねてきた支障について、ディスカッションを行い、さらにブラッシュアップし提案につなげている。



2.研修を実施した事例

そもそも、制度の認知度が低いのではないか、府内の職員が誰も提案募集方式を知らないのではないかと感じる場合に有効なのが研修の実施です。

まずは制度について知ってもらい、「これなら私も提案できるかも！」と思ってもらいましょう。

愛知県 地方分権セミナーと併せて自治体職員向け提案募集を実施



愛知県では、県民の理解促進及び地域から幅広い議論を喚起することを目的に、2004年度から地方分権セミナーを毎年開催。

2022年度は、セミナーと併せて、県庁内各部局の地方分権担当者、県内市町村の地方分権担当者等を対象に、内閣府職員による提案募集研修を開催した。職員にセミナーと研修をセットで参加してもらうことで、地方分権そのものの理解と、提案募集方式の積極活用による地方分権のさらなる推進を図った。

研修では、職員が抱く「支障事例が思いつかない」、「事務が増えて面倒だ」、「実際にどんな事務をするのか」といったイメージや疑問を解消するため、提案がしやすくなる環境づくりや実際の作業内容、スケジュール等について、事例を交えながら、わかりやすい構成となるよう工夫した。

宮城県 提案者の「生の声」を大切に



制度に関する周知だけではなく、有識者による地方分権の歴史に関する講演や、実際に初提案した団体の「生の声」による講演を組み込むなど、体系的な研修としてコンテンツを充実させた事例。研修会後には分権担当課で作成した「提案の手引き」により、提案の検討を促している。

なお、提出された支障事例をテーマとした検討会を別途開催し、提案に向けた補強なども行っている。

高知県 独自研修を実施

県が、自治体の視点から独自に研修資料を作成し、各部局主管課職員、県内市町村向けの研修を実施した事例。研修では、制度概要の説明や事例紹介に加え、四国の他県の状況を比較する等、高知県に特化した観点での資料も織り込んだ。

さらに提案に向けた手続きの流れについてポイントを押さえながら説明し、事務量やスケジュールの具体的なイメージを持ってもらうことで、積極的な提案につながった。

3.住民等と連携した事例

既存の制度について、使いづらさを感じているのは自治体職員だけではないはずです。そこで、地域住民等とコラボして、違う視点からの意見を取り入れてみてはいかがでしょうか？

住民目線の新鮮な切り口で提案を探した団体の事例をご紹介いたします。

郡山市 住民参加型のワークショップで課題の発見



住民・学生・NPO・職員が参加して複数回のワークショップを行った事例。ワークショップで出された住民等参加者が生活していく中で感じた意見やアイデアの中から提案につなげられそうなものをブラッシュアップしていくき本提案につなげた。

2 研修・講師派遣

研修を通じて、地域の課題発見・解決能力を養います

内閣府では、地方公共団体の職員をはじめ、地方分権改革・提案募集方式に係る皆様を対象とした研修の講師派遣等を積極的に行ってています。

特にグループワークでは、日々の業務の中での課題（「地域の実情に合った基準を設定したい」「曖昧な法令、通知、要綱等の解釈を明確化したい」など）について、地方分権改革・提案募集方式によってどのように解決し、住民サービスの向上につなげていけるかを議論することで、支障事例から提案組成に至るまでのプロセスを実体験していただいている。

また、対面形式での研修に加え、WEB会議システムを用いたオンライン研修を実施するなど、オーダーメイドで研修を行っています。

研修実施方式

① 座学

- 地方分権改革の必要性や提案募集方式活用方法などについて、講義を実施。
- 都道府県、市区町村、市長会、町村会、大学等で開催実績多数。
- 提案が実現するまでのプロセスや多様な提案事例の紹介等、わかりやすく説明。
- ご要望に応じて30分／1時間等の座学コースをご提供します。



② 座学+グループワーク

- 提案募集方式によって、研修参加者が日頃感じている地域の課題を解決できないか、グループワークを通じて検討し、発表。
- 都道府県、市区町村で開催実績多数。
- 提案組成のノウハウを身につけていただけるよう、半日コース／1日コース等をご提供します（座学を含む）。



研修の実施例

＜事前課題＞日常業務の中で感じている課題（支障事例）について、受講者が事前に取りまとめておく

＜研修当日＞

座学	90分	地方分権改革・提案募集方式に関する講義（提案募集方式の趣旨、制度概要、実現した提案の事例、検討のポイント等）
グループワーク	20分	グループに分かれ、事前課題の支障事例を共有、その中から検討事例を2件選択
	60分	選択した1件目の事例について、具体的に支障となっている制度等を明確にし、支障を解決するための方策（法令等の改正、条例の制定、制度の運用改善等）及び期待される効果（住民サービスの向上、地域活性化、業務効率化等）をグループ内で議論し、とりまとめ
	40分	1件目の事例についてグループ毎に発表
	85分	2件目の事例について、1件目同様にとりまとめ
	40分	2件目の事例についてグループ毎に発表
	10分	内閣府から講評

研修内で提案の「タネ」を作成